

検討のためのたたき台・その2〔改訂版〕

（第1－2 身元引受人が被告人を監督して逃亡を防止し，公判期日への出頭を確保する仕組み）

第1-2 身元引受人が被告人を監督して逃亡を防止し、公判期日への出頭を確保する仕組み

1 考えられる制度の枠組み

(1) 裁判所は、保釈を許可し、又は勾留の執行を停止する場合において、被告人の出頭を確保するため必要があると認めるときは、適当と認める者（当該者及び被告人の同意があるものに限る。）を監督者として選任することができるものとする。

監督者の選任に当たっては、監督者に監督保証金を納付させるものとし、被告人の保釈又は勾留執行停止が取り消されたときは、監督保証金の全部又は一部を没取することができるものとする。

(2) 裁判所は、監督者に対し、次の行為を命ずることができるものとする。

ア 被告人が出頭すべき公判期日に被告人と共に出頭すること

イ 被告人の住所、職業、現在地その他の事項について、裁判所に報告すること

ウ 次の事項を知ったときは、速やかに裁判所に報告すること

(ア) 被告人が住居の制限の違反等保釈や勾留執行停止の条件に違反する行為に及ぼうとし、又は及んだこと

(イ) 被告人の就業・就学の状況、居住状況、健康状態等の変更その他の裁判所が定める事項が生じたこと

(3)ア 裁判所は、監督者が(2)による命令に違反したときは、監督者を解任し、及び監督保証金の全部又は一部を没取することができるものとし、この場合において、新たに監督者が選任されないときは、保釈又は勾留執行停止を取り消すことができるものとする。

イ (2)による命令に違反した場合の罰則を設ける。

2 検討課題

(1) 監督者に命ずる事項

○ 第1-1の制度により被告人に出頭を命じるときは、監督者に対しても被告人と共に出頭することを命じることができることとするか

(2) 出頭・報告の状況や報告内容の伝達

○ 監督者の出頭・不出頭、報告内容等を検察官に通知する仕組みとするか

(3) 監督者が命令に違反した場合の措置

- 監督者が解任され、新たに監督者が選任されないときは、保釈又は勾留執行停止を取り消すことができるものとするか
- 罰則を設けるものとするか